（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第三条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（型式証明の申請） **第四十三条の二の二**　法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　特定容器等の型式の名称 四　特定容器等の型式の設計 五　特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該範囲又は条件 ２　（略） ３　法第四十三条の二十六の二第一項の型式証明は、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。	（型式証明の申請） **第四十三条の二の二**　法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　特定容器等の名称及び型式 四　特定容器等の構造及び設備 五　特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件 ２　（略） ３　原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第一項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。 ４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（削る）	（型式証明の変更） **第四十三条の二の三**　法第四十三条の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　変更の内容 三　変更の理由 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書 二　変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書 ３　法第四十三条の二十六の二第三項の承認は、当該承認に係る特定容器等の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。 ４　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（型式証明の変更の承認） **第四十三条の二の三**　法第四十三条の二十六の二第三項の承認の申請は、前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の変更であって、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。 一　法第四十三条の五第一項第三号の基準又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準（いずれも特定容器等に関する部分に限る。以下この号において「基準等」という。）の変更があった場合において、その変更後の基準等に適合させるために必要なもの 二　前条第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる事項又は同条第三項に規定する範囲若しくは条件の著しい変更を伴わないものであって、その変更前の型式証明を受けた特定容器等と同等以上の機能及び性能を有するもの 三　前二号に掲げるもののほか、特定容器等に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定容器等の型式の設計と区別する必要がないもの ２　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　変更の内容 三　変更の理由	